



農地再生レポート通信



発行：福島県耕作放棄地対策協議会 編集：福島県農村振興課 TEL 024-521-7415 FAX 024-521-7545 E-mail:nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp



今季のさわやかリフレッシュ



平成29年度荒廃農地解消促進セミナーを開催しました。



福島県耕作放棄地対策協議会では、福島県と共催で去る1月11日に県農業総合センターにおいて、「荒廃農地解消促進セミナー」を開催しました。

当日は、県内の市町村、農業委員会の担当者や農業関係団体の職員など約90名が参加し、基調講演のほか、県内の取組事例として「ふくしま農家の夢ワイン株式会社」、「福島さくら農業協同組合郡山地区本部」からの講演がありました。



基調講演は、「地域ぐるみで中山間地域の農地を守る～あつみ農地保全組合の挑戦～」と題して、株式会社あつみ農地保全組合の統括管理部長の佐藤昌幸氏から、山形県鶴岡市で、同社が取組んでいる休耕田の再生活動の仕組みづくりやデータ分析等に基づく新たな栽培品目の選定について講演をいただきました。



むらからまちから

福島市地域農業再生協議会

の取組を紹介します。

① 協議会の設立経緯

当協議会は、平成24年2月にこれまで耕作放棄地の再生利用の取組や地域農業の推進等を行ってきた複数の協議会を整理・統合して設置された組織です。現在、耕作放棄地の再生と人・農地プランの中心的経営体等への農地中間管理事業による農地集積等を推進しながら、農業経営向上の取組支援を行っています。

② これまでの取組状況

当協議会では、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を平成21年度から毎年活用して、平成29年度までに2,800a(うち被災者支援型は2,182a)の耕作放棄地が解消・再生されました。再生された農地では、大豆、麦、小菊、果樹、野菜、牧草等が栽培されています。

③ 特徴的な取組

当協議会では、水保地域の環境保全と鳥獣被害防止を目的に平成26年10月に設立された「水保地区遊休農地対策協議会」と連携して耕作放棄状況の把握と地権者の確認や地権者との交渉を行いながら、農地中間管理事業に誘導し、中心的経営体への農地集積を推進しています。地区の中心的経営体と位置付けられているのが、被災酪農家5名で法人化した株式会社フェリスラテで、地区内の耕作放棄地の再生利用に積極的に取り組んでおり、1,804aの解消を支援しています。

④ 今後の抱負・活動展開予定

福島市においても農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物の価格低迷等により、耕作放棄地は年々増加傾向にあることから、地域の中心的経営体と連携・協力しながら耕作放棄地の発生防止、再生利用を進めます。平成30年度は約16haの耕作放棄地の解消を目指して活動を展開中です。



事業施行前



事業施行後

株式会社喜多方キラリファーム23
代表取締役 武藤 浩善さん



代表取締役 武藤浩善さん



ハウス内のアスパラガス

にインタビューしました!!

A



今後の耕作放棄地活用の展望について
お聞かせください。

今後、冬期間販売するために必要な伏せ込み用の根株の確保を図り、安定的な収量と高品質化による所得の向上を図って行きたいと思えます。
また、これからも地域の方々と連携し、耕作放棄地等を活用した規模拡大をしていきたいと考えています。



A



耕作放棄地解消の取組について
お聞かせください。

平成二十七年年度に一四五アール、平成二十八年年度には、一三四アールの耕作放棄地を解消しました。
茅や藁の刈り取り、胡桃の大木の伐採のほか、土壌には石等の支障物が埋まっており、再生作業に使用したトラクターが故障するなど、解消するまでに手間と時間を要しました。
平成二十八年度には、県の農業用機械施設等整備支援事業を活用し、既存のパイプハウスの中にアスパラガスの伏せ込み用床を導入することで、年間を通して安定した収穫・出荷・販売ができるようになりました。冬期間には、伏せ込み用の育苗も行っています。

A



耕作放棄地再生に取組んだ
きっかけについて、お聞かせください。

耕作放棄地の再生に取組んだきっかけは、もともとアスパラガスの栽培に取組んでおり、促成アスパラガスの養成ほ場として一ヘクタールほどのまとまった農地を探していました。
ちょうど小沼沢地区に一ヘクタール以上の耕作放棄地があると聞き、現地を確認、土地の所有者と交渉したところ、是非活用して欲しいと要望され、この耕作放棄地の解消に取組むことになりました。

羅針盤 ~福島県・県協議会からのお知らせ欄~

~福島県並びに県協議会からのお知らせ~

- ◎ 県では、国が新たに創設した「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用するための事務手続きを進めています。この交付金は、従来の基金事業（耕作放棄地再生利用緊急対策）と異なり、県・市町村を通じての補助となることから早めの計画立案が必要です。詳しくは、各市町村、県農林事務所にお尋ねください。
- ◎ 平成30年度の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金については、事業の終了に伴い、平成31年3月までに国に実績報告をする必要があります。そのため、県協議会への実績報告書等の提出期限は、例年より1ヶ月早い2月末日までとなりますので、事業の実施の際はご注意ください。

編集後記

平成29年度もいろいろとお世話になりました。記事の提供に御協力をいただいた方を始め、編集等にお手伝いをいただいた方々に対し、この場をお借りして深く感謝申し上げます。国の基金事業の終了に伴い、農地再生レインボー通信の発行も残り1年となります。最後まで、いろいろな情報提供に努めて参りたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※今後「農地再生レインボー通信」の配信を希望される方は、
nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp までご連絡ください。